

第1章 移動円滑化基本構想策定の趣旨

1-1 背景

1-1-1 全国的な動向

我が国は、急激な高齢化が進展し、現在17%を越えている高齢化率は今後も上昇を続け、2015年には25%を越え、4人に1人が65歳以上となる。さらに2050年には32.3%に達し、3人に1人が高齢者という超高齢社会となる。

こうしたなか、身体機能の低下した高齢者や障害者が自立して共に生き生きと社会生活を営めるシステムに社会を変えていこうという「ノーマライゼーション」の考えなどが浸透しつつある。

そこで、豊かで活力のある社会を築き、高齢者や障害者を含むすべての人々が自立した日常生活及び社会生活を送れるよう、活動の妨げとなる全てのバリアを除去することが重要な課題である。

我が国におけるバリアフリーへの取り組みとして、1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)や、2000年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)がそれぞれ制定された。これらを受けて、道路、建築物、公共交通をはじめとした生活空間のバリアフリー化について、基準やガイドラインの策定、交通バリアフリー事業への支援を行っている。

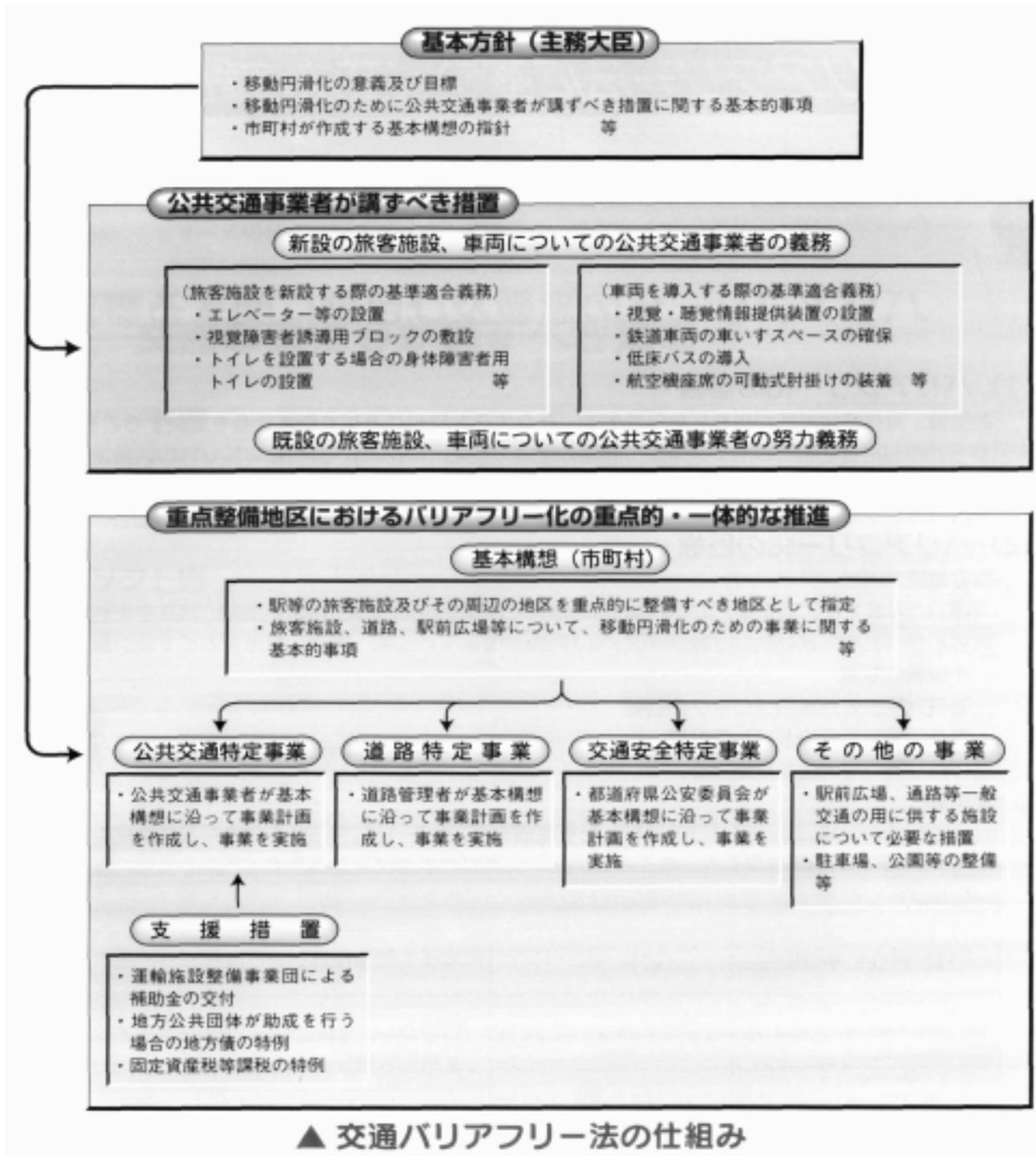
1-1-2 交通バリアフリー法の趣旨

高齢者、身体障害者、そのほか妊産婦の方等の公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進するため、国・地方公共団体・公共交通事業者・道路管理者・公安委員会等の関係者がお互いの連携により、一定規模の旅客施設を中心とする地区において、旅客施設、道路等のバリアフリーを重点的かつ一体的に推進する。

鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。

図 交通バリアフリー法の仕組み



(注) 市町村が基本構想を策定できる「特定旅客施設」とは、1日の利用者数が5千人以上の旅客施設（高齢化率等からみて、高齢者、身体障害者の利用者が と同程度と認められる旅客施設を含む）、徒歩圏内に高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、旅客施設の利用状況から、バリアフリー事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設、のことである。

出典) 交通バリアフリー法の解説 P.6

1 - 1 - 3 船橋市の状況

行政政策の概要

船橋市においても、急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢化社会への対応が急務となっている中で、平成4年9月に「福祉と緑の都市宣言」を行ない、高齢者や障害者を大切にし、子どもたちが健やかに伸び伸びと成長できるまちづくりを進めている。

その一つとして、障害者などの視点で市内を点検し、協議を重ねた結果を基にして、平成7年10月に「福祉のまちづくり環境整備指針」を定め、市民や障害者、民間事業者の協力を得て、段差の解消、誘導ブロックの設置などすべての人にやさしいまちづくりに活かしている。

また、平成12年4月から新たな「船橋市総合計画」に基づいて、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目標に掲げ、目標実現のために「健康福祉の先進都市」を市政の重点施策として、高齢者や障害をもつ方々をはじめとする市民が生き生きと安心して暮らせる、心温かなまちづくりに取り組んでいる。

高齢者に関する計画として、「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が平成12年3月に策定されている。そのなかの「地域・社会活動へ参加しやすい環境の整備」に関する今後の施策として、「お年寄りが安心して外出できるまちづくりを進めるため、駅・商店街・病院・福祉施設等の周辺及びそれらを連絡する道路で、幅の広い歩道の整備、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善、階段のスロープ化、電柱等通行の妨げとなる障害物の除去、文字の大きな見やすい案内板の整備等を積極的に進める」など、高齢者の積極的な参加を促すための、外出しやすい環境の整備の重要性をあげている。

また、障害者に関する計画として、「船橋市障害者施策に関する計画」が平成10年3月に策定されている。その基本理念のなかで、「物理的な障壁」「制度的な障壁」「文化・情報面での障壁」及び「意識上の障壁」のないまちづくりを重要課題として、障害者の社会参加を困難にしているあらゆる障壁を取り除き、参加の機会を保障する「バリアフリー」の視点から施策の推進を図るとしている。

高齢者や障害者率等の状況

船橋市の人口は、平成12年現在で約54.5万人、平成7年に比べ1.2万人(2.3%)増加している。このうち65歳以上の人口は平成12年で約6.7万人、平成7年に比べ1.8万人(35.8%)の急増である。これに伴い総人口に占める割合は、平成7年で9.2%であったものが、平成12年では12.3%と上昇している。

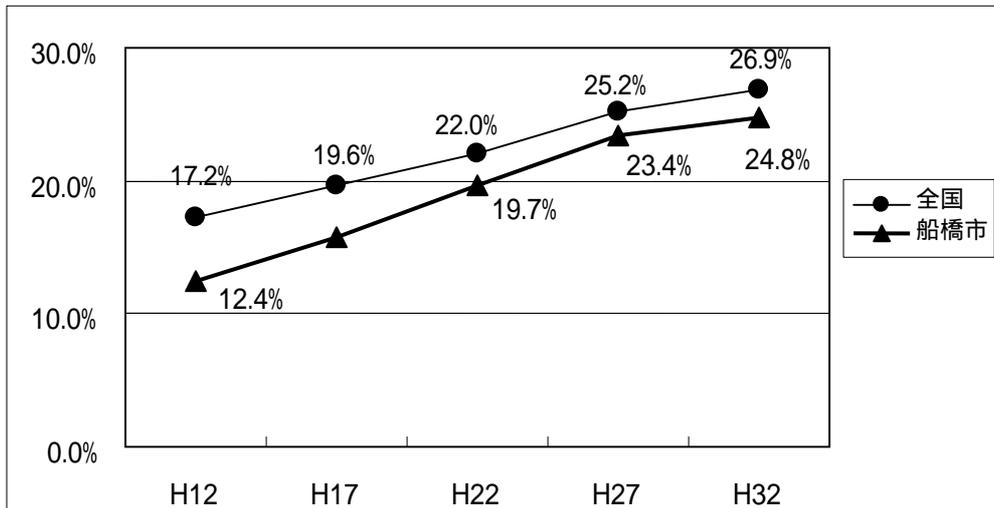
表 船橋市人口と65歳以上人口

	総人口	65歳以上人口・割合
平成7年	532,901人	49,189人・9.2%(参考:全国14.4%、千葉県11.0%)
平成12年	544,910人	66,801人・12.3%(参考:全国17.1%、千葉県13.7%)
H12 - H7	+12,009人	+17,612人・平成7年人口の35.8%

資料) 各年国勢調査

また、今後 20 年間の高齢化率（65 歳以上人口の割合）の将来推計をみると、平成 12 年は 12.4%と、全国平均（17.2%）を大きく下回っているが、その後平成 32 年には 24.8%で全国平均（26.9%）を若干下回る程度になる。4 人に 1 人が高齢者になるとされるのは、全国平均では平成 27 年であるのに対し、船橋市では平成 32 年頃とされている。このように、全国的にみると比較的若い層が多いと言えるが、高齢化は今後も続いていくことが分かる。

図 高齢化率の将来推計（H12-H32）



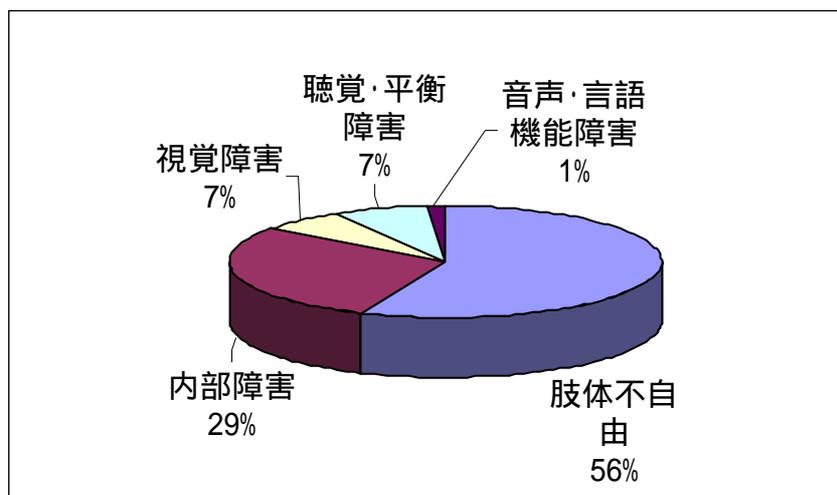
出典) 船橋市役所企画部

身体障害者の人口^{注1)}については、平成 13 年で 9,836 人で、総人口の 1.8%を占める。平成 18 年の推計値は 10,932 人（対総人口比 1.9%）で、そのうち 65 歳以上の高齢者は 55.8%を占めると予測されている。

注 1) 身体障害者手帳所持者数による。

また、障害の種別をみると、肢体不自由者が最も多く、半数以上を占めている。

図 障害別身体障害者手帳所持者の割合（平成 13 年 4 月 1 日現在）



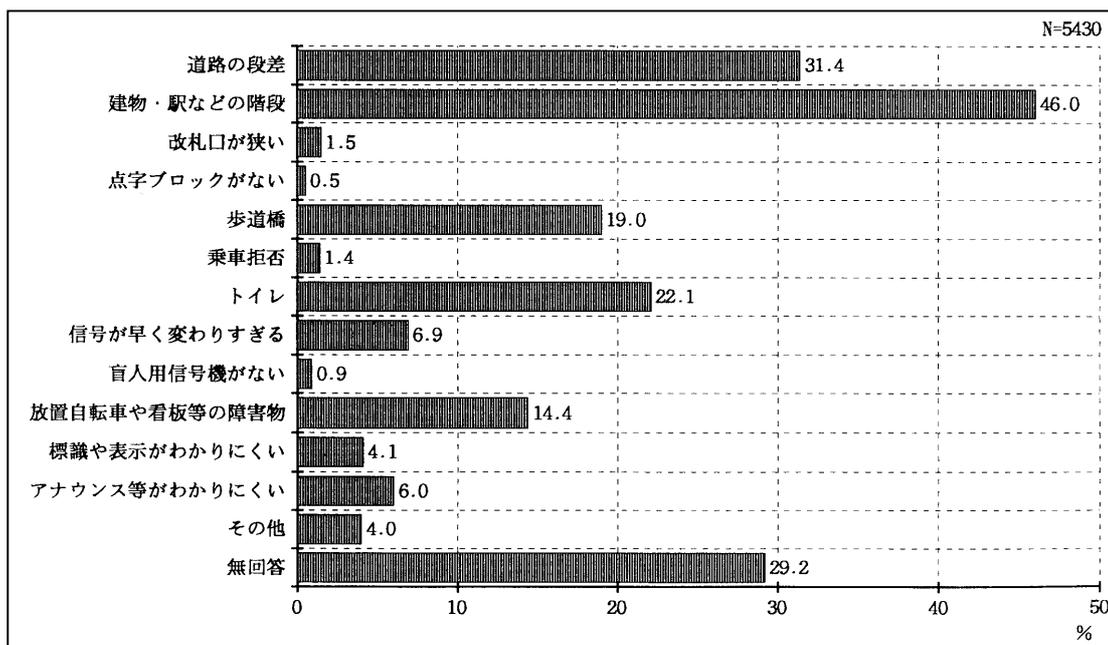
出典) 船橋市役所企画部

既存調査における市民の公共施設等に対する要望

移動に障害をもつ人から「街なかの公共施設に対する意見や要望」を以下に示す。

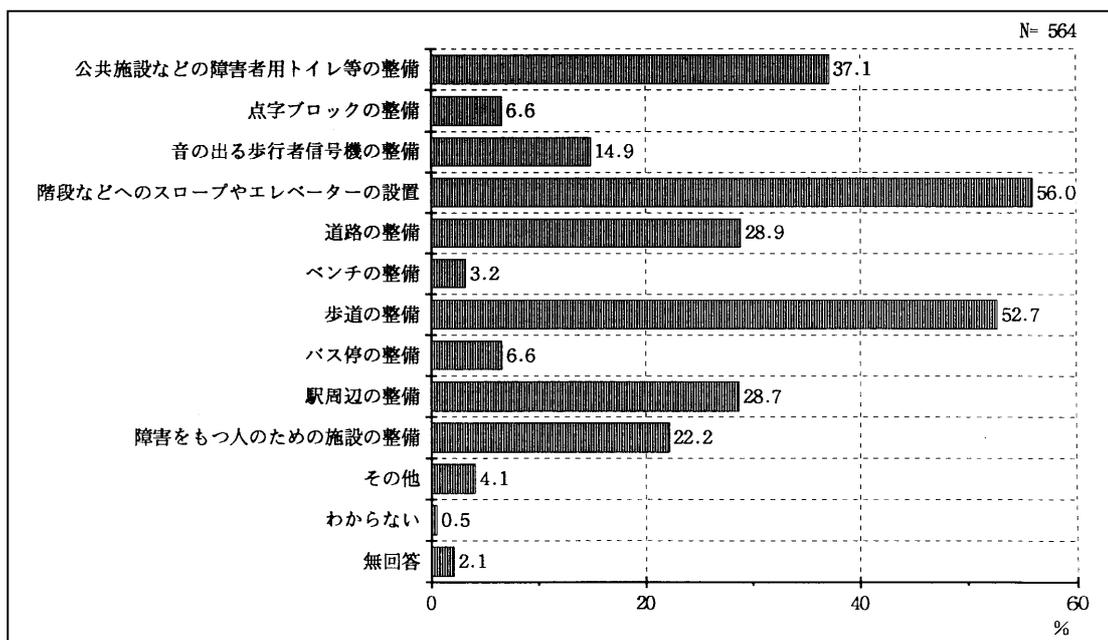
階段や段差の存在や、トイレが未整備なので不便であるという指摘が多い。今後推進していくべき施策としては、エレベーターの設置、歩道の整備、身障者対応のトイレの整備などが上位を占めている。

図 外出の際、街なかや建物の中で不便なこと



出典) 船橋市障害者施策に関する計画 (H10.3)

図 障害を持つ人・高齢者や妊産婦などが支障なく外出できるようにするために、今後推進しなければならないこと



出典) 船橋市障害者施策に関する計画 (H10.3)

主たる交通施設の状況

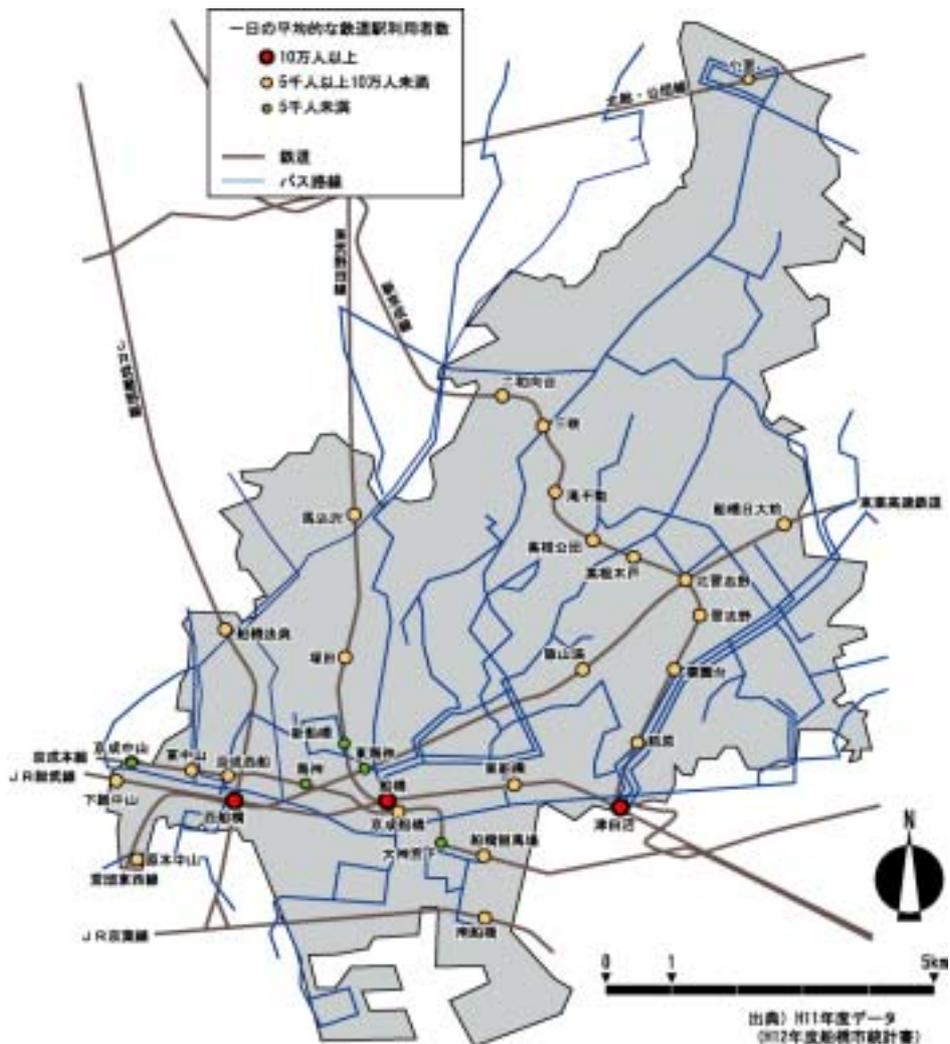
船橋市内の交通施設の状況は以下に示す通りである。市内 35 駅のうち一日の利用者数が 5 千人以上の駅は 30 駅ある。

主要道路	京葉道路、東京湾岸道路（専用部：東関東自動車道、一般部：357）、 国道 14・16・296・464 号
鉄道路線	J R 総武本線（船橋駅、津田沼駅、西船橋駅他）・武蔵野線（西船橋駅他）・京葉線（南船橋駅） ／東武野田線（船橋駅他）／京成本線（京成船橋駅他）／新京成線（北習志野駅他）／営団地下 鉄東西線（西船橋駅他）／東葉高速線（西船橋駅、北習志野駅他）／北総・公団線（小室駅）
鉄道駅	計 35 駅

H12 市内各駅の一日平均駅利用者数【順位・駅名称・利用人口（人）】

1	船橋・J R	263,222	11	北習志野・東葉	33,218	21	塚田	12,433	31	新船橋	4,839
2	西船橋・営団	241,994	12	船橋法典	31,438	22	薬園台	12,402	32	海神	4,723
3	西船橋・J R	212,096	13	馬込沢	29,402	23	習志野	11,815	33	東海神	4,325
4	津田沼	210,410	14	南船橋	23,896	24	船橋日大前	10,775	34	京成中山	4,055
5	船橋・東武	103,456	15	原木中山	21,399	25	高根木戸	8,960	35	大神宮下	3,343
6	京成船橋	98,881	16	二和向台	19,376	26	京成西船	8,161			
7	西船橋・東葉	90,757	17	船橋競馬場	19,059	27	東中山	7,508			
8	下総中山	43,440	18	高根公団	16,816	28	滝不動	7,212			
9	北習志野・新京成	42,530	19	飯山満	13,592	29	前原	5,674			
10	東船橋	34,582	20	三咲	12,246	30	小室	5,198			

出典）
船橋市交通概要



1 - 2 移動円滑化基本構想策定の目的

船橋市の重点施策の一つである「バリアフリーのまちづくり」を実現し、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を創出するためには、移動上のバリアを取り除き、高齢者や身体障害者等の社会参加や社会活動を促進できるような環境をつくる必要がある。

そのため、高齢者・身体障害者等の意見や特定事業者との協議等を反映した、交通バリアフリー法に基づく「船橋市移動円滑化基本構想」を策定することにより、重点整備地区のバリアフリー化の実現と、すべての人が安心して安全に移動できるまちづくりの推進を目的とする。

1 - 3 目標年次

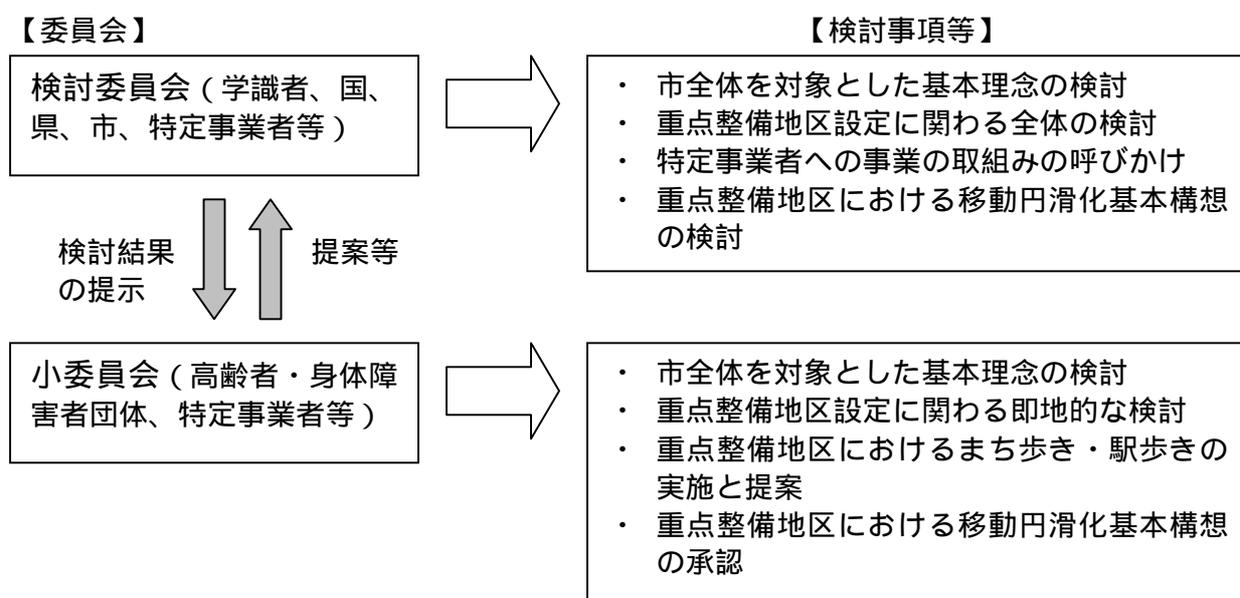
この基本構想は、交通バリアフリー法の趣旨に基づき、目標年次は「国の基本方針」との整合を図り2010年を目標とする。

1 - 4 策定体制

船橋市移動円滑化構想策定にあたっては、交通バリアフリー法の協議の対象である交通事業者・道路管理者・公安委員会等との協議や、高齢者・身体障害者等に係る多くの団体の参画の場を設けた。

具体的には、学識者や国、県、市、特定事業者等から構成される「検討委員会」と、高齢者・身体障害者団体や特定事業者等から構成される「小委員会」を設置し、それぞれ役割分担のもと基本構想策定に向けて検討を行った。

図 船橋市移動円滑化基本構想策定に係る委員会の位置づけと役割



1 - 5 基本構想策定フロー

基本構想は、下図に示すフローにより検討を行ない、策定に至った。

図 基本構想策定フロー

